

魚津市告示第72号

魚津市3港活性化推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年4月27日

魚津市長 村椿 晃

魚津市3港活性化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年度に策定した魚津市3港将来ビジョン・周辺エリア活性化計画(以下「計画」という。)に基づき、住民、民間事業者及び行政の連携による港の活性化を推進するため、魚津市3港活性化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画に基づいた事業の実施に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水産業関係者
- (3) 商工観光関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 関係地域の住民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日からその日の属する年度の翌年度末までとし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員には、会議1回の出席につき5,000円の謝礼を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業建設部農林水産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。